

専門委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第46条の規定に基づき設置する専門委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営について必要な事項を定める。

(名称・定数及び調査審議事項)

第2条 委員会の名称、定数及び調査審議事項は、別表のとおりとする。

(委員)

第3条 委員は、加盟団体、学識経験者その他理事長が必要と認めた団体から、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

2 委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は無報酬とする。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

4 委員長は、適当と認める者に対して、参考人として委員会の会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員への費用弁償)

第6条 委員が、この法人の依頼に応じて業務のために旅行する場合の費用弁償は、県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則（昭和33年長野県規則第60号）の例による。ただし、日当は、支給しない。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、各委員会に事務局を置く。

2 事務局は、理事長の任命する本会の職員若干名をもって構成する。

3 事務局の職員は、各委員会の委員長の指示に基づき、会議日程の調整、議題資料の作成などの事務を行う。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和48年6月1日から施行する。
- 2 総務委員会規程（昭和45年制定）及び体力向上委員会規程（昭和45年制定）は廃止する。

規程改正経過	日 付	内 容
	昭和54年1月9日	一部改正
	昭和56年7月9日	〃
	昭和59年6月25日	〃
	昭和60年5月25日	〃
	平成元年3月23日	〃
	平成3年6月28日	〃
	平成7年6月6日	〃
	平成15年6月12日	〃
	平成31年4月1日	〃
	令和元年6月4日	〃
	令和2年7月1日	〃
	令和6年1月1日	〃

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

ただし、第3条第2項に掲げる委員の任期については、平成23年6月に行われる役員改選の日から施行する。

(別表) (第2条関係)

名 称	定 数	調 査 審 議 事 項
総務専門委員会	15名以内	<ol style="list-style-type: none">1 スポーツ振興功労者表彰候補者の選定に関する事。2 国民スポーツ大会選手団の派遣に関する事。3 運営基盤強化に関する事。4 本会及び加盟団体におけるガバナンス及びコンプライアンスに関する事。5 本会倫理規程及び加盟団体及び会員に関する規程などの関係規程の遵守及び処分に関する事。6 理事長が指定した事項に関する事。
体力向上・スポーツ 医科学専門委員会	15名以内	<ol style="list-style-type: none">1 スポーツの振興及び普及に関する事。2 体力向上に関する事。3 競技力向上の医科学的研究に関する事。4 県民みなスポーツの医科学的研究に関する事。5 理事長が指定した事項に関する事。
競技力向上専門委員 会	65名以内	<ol style="list-style-type: none">1 選手、指導者、審判員等の育成強化に関する事。2 競技団体等の育成強化に関する事。3 理事長が指定した事項に関する事。